

第58回平成26年7月与謝野町議会臨時会会議録(第2号)

招集年月日 平成26年7月17日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午前10時27分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	10番	塩見 晋
2番	和田 裕之	11番	河邊 新太郎
3番	小牧 義昭	12番	有吉 正
4番	渡邊 貫治	13番	家城 功
5番	安達 種雄	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文
9番	宮崎 有平		

2. 欠席議員

6番 江原 英樹

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	和田 茂	教 育 長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志	教育委員長	岡田三栄子
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	小池 信助
税 務 課 長	秋山 誠	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
会 計 室 長	飯澤嘉代子	福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

5. 議事日程

- |         |         |                             |         |
|---------|---------|-----------------------------|---------|
| 日程第 1   | 議案第 64号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて        | (質疑～表決) |
| 日程第 2   | 議案第 65号 | 与謝野町立明石地区公民館新築工事請負契約の締結について | (質疑～表決) |
| 日程第 3   | 議案第 66号 | 財産の取得について(AED(自動体外式除細動器))   | (質疑～表決) |
| 追加日程第 1 |         | 緊急質問                        |         |

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

臨時会二日目になりました。本日もよろしくお願ひします。

本日、江原議員より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員は15人でありまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程に入る前に、長島教育推進課長より訂正がございます。

長島教育推進課長。

教育推進課長(長島栄作) おはようございます。

貴重なお時間をとっていただき、申しわけございません。昨日、議案第65号 与謝野町立明石地区公民館新築工事請負契約の締結について、ご提案をさせていただきました。私の内容説明の中で、現在の公民館から新しく建築予定の公民館までの距離を南西方面約100キロと申しております、100キロではなくて100メートルの誤りでございまして、訂正とおわびをさせていただきます。申しわけございませんでした。

議長(今田博文) 日程第1 議案第64号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これで討論を終結します。

これより、議案第64号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第64号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第65号 与謝野町立明石地区公民館新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

14番(勢旗 毅) それでは、ただいまの議案第65号ですね、明石地区公民館新築工事について、

若干お伺いをいたします。

地元は、この落札率が94.7%ですか、そういうことで地元の負担金の関係もあって、非常に深刻に受けとめておると、このように聞いておるわけですが、幸い設計事務所も町内だというふうに聞いておりますので、例えば、一部材質を落とすと、そういったことができるのかできないのか、ここのところをお願いしたい。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） この間まで教育推進課長でしたので、とりあえず、この件につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

その材質を落とすということは、ちょっと私も詳しいことはわかりませんが、この設計につきましては、町が一方的に進めたのではなくて、十分に地元の意見を加味しながら打ち合わせを重ねてきております。基本的に町としましては、教育委員会としましては、後野公民館の仕様を基本的に考えております。この明石公民館につきましても、この仕様にほぼ基づいた形で、特に華美になったものはありません。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それ説明は十分されたと思うんですが、いわゆる地元は請負率を、先ほどもお話がありましたように、後野公民館ぐらいの請負率をお考えだと、中途の段階で、それは予定価格そのものもありますよという話はされたやに聞いておりますが、そこはかなり開きが実際あるわけで、こういうことになっていると思うんですが、ひとつその辺のことも地元とも協議しながら、幸い、設計士さん、町内ですね、ひとつそういうメリットを生かしていただくということも大事じゃないかなと思っております。

それでは、この公民館の場合、いわゆる379.1平方メートルですか、昔の言い方で言いますと114坪、坪当たりで約70万円になるわけですが、一般住宅が現在、50万円前後だと、こういうふうにしておりまして、これは平家建てですから、当然、割高になるし、このこと自体はやむを得ないと思うんですが、特に課長、今、次長のほうからは華美な部分はないと、こういう話でしたけれども、特に特徴的にですね、今回、後野と比べて、あるいは、こういったことで地元の意向が含まれておると、ここのあたりをお願いします。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えします。後野公民館と比べますと、やはり面積というんですか、延べ面積が大きくなっておりますし、それから、一部、防災倉庫を建てて、本体工事に加えて建てております。それと駐車場を含め用地全体が大きいので、外構工事等も、やはり大きくなっております。そういったことで高くなったものと思っております。

その当時から比べますと、やはり資材等も、また、労務単価等も上がっております。さらには消費税の関係も上がっておるということで、値上がりする要因ばかりがあったというように承知しております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 今、次長の中にはなかったんですけど、私、いろいろ話を聞いてみますと、特に屋根の部分にですね、非常に地元は強く要望して、今までにない軽い、それから、強固な、そういう屋根材を使ってもらおうということで、大体2割ほどは高くなっているのではないかなと、こ

ういふお話でしたが、そこはどうですか。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えいたします。大変申しわけございませんが、承知しておりません。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。確かに屋根材の部分につきましては、後野の公民館とかわっております。このことにつきましては、一定、地元のご要望されるメニューに基づいて概算設計を弾き、地元が負担できる、そういうふうなことで内容を変更させていただいて、このような設計になったというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、議員がおっしゃいましたように、大体、平米当たり明石公民館の部分が防災倉庫と外構工事を除きますと、平米当たりが21万6,000円ぐらいの数字になります。これを後野公民館に直させていただきますと19万3,000円ぐらいの数字になるだろうというふうに思っております。この間、特に議員もご承知だというふうに思っておりますけれども、平成25年度で労務単価が大体、約10%ぐらい上がったというふうに思っております。これは東日本大震災等々の関係もございまして、国土交通省が労務単価を見直したというふうな経過も、ここの議会の中でも申し上げておいたというふうに思っております。

こういうふうなことで、町も、この件につきまして、京都府のほうからご指導もございまして、労務単価の見直しをさせていただくというふうなことも申し上げさせていただいたというふうにも思っております。今、変わった点につきましては、そういうふうな屋根材の部分が変わってきたらうというふうにも思っておりますし、特に、この公民館といいますのは調理室の部分が、やはりたくさんの方が、そうやってご利用されるというふうなこともございまして、設備関係につきましては、当然、水回りの部分は単価が高くなるというふうなことでございますので、民間の個人の住宅よりも、そういうふうな面では、どうしても高くつくというふうな内容だというふうに思っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 今、屋根材の話を説明をしていただきました。これが新しい最近、出ているもので見ますと瓦にかわるような新素材といいますが、大体10年ぐらいの品質保証がされているんですが、ここの場合は、そういう該当するかどうか、わかりますか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） ちょっと、そのところまでは、ちょっと私も承知をしておりません。申しわけございません。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、教育委員会に、もう1点、お尋ねをしておきたんですが、今、生産物賠償責任保険という制度、いわゆるPL保険というものが非常に広まってまいりまして、建物にも、これが応用されるといいますが、対象になるということのふう聞いておるんですけれども、この公民館の場合は、そういったことになるのかどうか、わかっておりましたら、わからななら結構です。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 大変申しわけございません。わかりません。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、建設課長に、もう1点、お尋ねしておきたいんですが、いわゆる建築業法、建設業法の第27条の23項で、いわゆる経営検査機構が義務づけられておると、こういうことで、現在の等級の、私どもの町の2社の格付につきましても、そういうところからA級ということになっていると思うんですが、このA級の場合、経審では、どのような点数になっておりますか。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、与謝野町の建築工事一式のA級と申しますが740点だったというふうに思っております。ちょっと今、もう1回、確認させていただきたいと思っておりますけれども。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、副町長に1点、お尋ねをして終わりにしたいと思っておりますが、いわゆる、これまで、私の見方としましては、入札にかかわりましては、入札監視委員会も含めて副町長が担当されておったということで、副町長に1点、お願いと申しますが、お考えをお聞きしておきたいと思っておりますが、いわゆる今ありましたように、今回の場合も、いわゆるA級が2社ということで、これで私は健全な入札ということには、一般が考えて理解がしにくいのではないかなというふうに思っております。だから、JV、ジョイント・ベンチャーを含めて、やはり町は指導や改善をする必要があると思っておりますけれども、そこについては、副町長、どういうふうにお考えですか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） ご質問にお答えをいたします。きのうあたりからでも、いろいろと議論になっておりますけれども、現在のところ町内の業者はA級、建築の関係は2社ということで、ご指摘のとおりでございます。議会のほうからも、いろんな入札に関しましては、意見書等もいただいておりますし、いつまでも、この状態がいいというふうなことには、我々も思っておりませんので、今後、どういった手だてが打てるのか、指名委員会なんかでも議論をした中で、今後、どういった形がとれるのか、模索をしていければというふうに思っています。

中小企業振興基本条例もありますし、この辺の扱いも非常に、入札というか、業者さんの選定に関しては配慮しなければならないというところもございますので、その辺も含めまして議論ができればというふうに思っています。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 先ほど回答の中で740点というふうなことを申し上げておりましたけれども、今、見ますと780点ということでございます。申しわけございません。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、副町長に要望して終わりにしたいと思っております。今回、残念ながら加悦中学校の議案というものができなかったわけですが、これが一つの災い転じて福となすと、こういうことで考えてみますと、副町長のほうからお話ございました、この中小企業振興基本条例がですね、私は大きな役割を果たすと、このように思っております、この現状を見てみますと、この条例を持たない近隣の市町村のほうがですね、私どもの町よりも、そういう

業者の経済循環がうまくいっていると、こういう実態を見たり、聞いたりしますときにですね、これは一体、何だということになりますので、ぜひともですね、きのうから出ております分離分割、あるいは電子入札を含めて、ひとつご検討をいただきたいと、このようにお願いして終わります。以上です。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） 一つ申し上げておきたいと思うんですけども、分割発注等、手法はいろいろあると思うんですけども、やはり事業の内容によりましては、これはどうしても、やっぱり事業優先とか、そういうこともございますので、全てが全て分離分割になるかという、これは我々も熟慮しなければならぬというふうに思っていますので、全てが、そちらの方向に行くということではないということだけご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 副町長、それはそうだろうと思うんです。ただ、うちの場合も、やっぱり建築を含めて、幾つかの、そういった7部門ぐらいに分かれておったと思っておるんですけどもね、そういう部分が、それぞれの業者の方が地域でやっぱり生きられるように、町が、やはりこの中小企業振興基本条例の大きな、なぜ、これができたかというあたりに、原点に戻っていただくということをお願いをしておきたいと、このように思っております。終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第65号 与謝野町立明石地区公民館新築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第66号 財産の取得について（AED自動体外式除細動器）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、議案第66号につきまして、2点ばかりお伺いをしておきたいと思っております。

まず、1点は、今回、淀徳商店さんだっと思っているんですが、ここは与謝野事務所ということになっているんですけども、これは分割法人の対象というふうに考えていいのか、まず、

お尋ねをしておきたいと思っています。税務課長、お願いできますか。

議長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） ご質問の淀徳商店さんが分割法人かどうかということでございますが、法務局への登記としまして、分割法人として与謝野事務所のほうは登録をされております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 私、気になりましたのはね、分割法人だろうと思っていたんですけども、実際に、現在、社員の方が常駐をされているというふうに、私、見えなんだんで、分割法人の基礎になる人数がですね、どういうふうになっているのかなと思って、ちょっと気になったと、これが1点でございます。結構です。

それから、これの淀徳さんの場合、与謝野事務所ということですが、この高度管理医療機器販売業という許可からみれば、この本店しか、この許可はとれないんじゃないかという気がしておるんですけどね。ここ自体が扱い業者になることができるのかどうか、そのところはどうです。これは、課長のところ。担当は総務課か。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。このAEDの販売につきましては、ご指摘のように高度管理医療機器等販売業許可というものが必要になるということでございますが、淀徳商店さんは、与謝野事務所ということで町内にお店を構えておられるわけですけども、これは調べなければちょっとわかりませんが、本店のほうは、少なくとも、この許可を持っておられるということは、こちらでも調べておりますので、そういう点で、この事務所に見積もりを依頼しても差しさわりはなかったのではないかと判断をさせていただいております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） これは今、課長からお話がありましたように、この見積もりを出されるに当たって、ここの事務所をですね、経由されると、こういうふうに受けとめておきたいと、このように思います。終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

安達議員。

5 番（安達種雄） これも総務課長になりますのか、確かに、今回、AEDの機器の更新ということで、地域の住民の皆さん、また、施設を利用される皆さんにとりましては、非常に心強い手だてであったというように認識しておりますが、ただ、一つの例を挙げてみますと、今、野田川グラウンドにも何年か前に設置していただいておりますが、設置の取付場所が倉庫の中の一番突き当たりの奥面なんですね、取りつけられたところが。グラウンドには倉庫の器具を利用される方ばかりではありません。例えば、陸上の練習でありますと、トラックだけを利用される町民の方も多くおられます。ですので、ただ、なぜ、そういった奥まったところに設置してあるのかということをお尋ねしますと、やはりいたずらが怖いということも十分認識できるわけでありまして、ただ、例えば、そうでありますと、一つの例としまして、野田川グラウンドでありますと、倉庫の外面にですね、AED機器設置場所とか、いわゆる各施設の箇所にあります消化器の札が張ってありますが、そういうようなところですね、多くの町民の方が施設を利用されます中で、案内板のようなものがあると非常に、より広範な認識が深まるのではなかろうかというように思ってお



りますし、今の一つの例だけかもわかりませんが、野田川グラウンドだけを見ますと、非常にわかりにくい。そして、我々もですが、設置してあるのは認識しておっても、それを利用するときには、一番いいのは抜かずに宝刀で終わることが一番いいんですが、やむを得ず、それを利用せんなんとときにも非常に勇気の要る、もしかのときには、そういう機器でありますので、できれば、そういった、これ設置場所を見ますと公民館、また、公共施設が非常に大きいわけですが、公民館に在駐しておられます事務員さんとか、いろんな区の役員さんとか、そういった方にも講習会等を持っていただいて、より知識を深めていただくような手だてが講じられないものか、その設置場所のあり方と、また、運用についてお考えを伺いたいと思います。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。今、ご指摘のように野田川グラウンドにも設置をしております。今回、40台購入しますうちの更新が36台、新規が4台ということでございますが、この36台のうちの1カ所でございます。

まず、野田川グラウンドにつきましても、今回、更新します36台につきましても、もう一度、わかりやすい表示というところを心がけて、もしわかりにくければ改善できるようにしてみたいというふうに考えております。

それから、施設関係者への講習の件ですけれども、今回、5年がたちまして更新するわけですけれども、平成21年に導入した、これが36台ということでございます。そのときに各施設、公民館が中心ですけれども、施設関係者の方々にお集まりをいただいて講習会をさせていただいているという経過がございます。今後も適切な時期に、そういったことも考えていきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 安達議員。

5番（安達種雄） ぜひとも、せっかく高額を投じて、こういったような住民の生命を守るという大きな観点から設備を設置していただくわけでありますので、こういったような機器の活用につきまして、再度、認識を深めていただきまして、町民の生命を守るという大きな観点から徹底をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。以上です。終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第66号 財産の取得について（AED自動体外式除細動器）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、勢旗議員から出されております緊急質問について、皆さんに賛否を問いたいというふう  
に思います。

町長が議会に提出された証明書について、勢旗毅議員から緊急質問の申し出があります。  
勢旗毅議員の、町長が議会に提出された証明書についての緊急質問の件を議題とします。この採  
決は起立によって行います。

勢旗毅議員の、町長が議会に提出された証明書についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、  
追加日程第1として、直ちに発言を許すことに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

議 長(今田博文) 起立多数であります。

したがって、勢旗毅議員の、町長が議会に提出された証明書についての緊急質問に同意の上、  
日程に追加し、追加日程第1として、直ちに発言を許すことは可決されました。

資料配付のため、暫時休憩します。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時06分)

議 長(今田博文) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

勢旗毅議員の発言を許します。

勢旗議員。

1 4 番(勢旗 毅) それでは、貴重な時間を、まことに申しわけありません。前回から、町長のほう  
からお返事をいただきましたことにつきまして、何とかもう少し町長と深めたいと、こういうこ  
とで、きょうお願いをしたわけでございます。

既に5月に、このことにつきましては一般町民の方からですね、議会に対して公開質問状が出  
されておる。しかしながら、そのことが、まだ、きちんと議会から、私どもされたというふう  
に思っておりませんので、きょう、私のほうで質問をしたいということで、よろしくお願いをいた  
します。

皆、お手元に、きょう、配っておりますのは前回、町長のほうからですね、いわゆるE H E S  
Sの証明書をとったということで、議運のほうに出されたものでございます。それにつきまして、  
実は私のほうも、これではわかりませんので、全く、実は翻訳をお願いをしておりました。公正  
を期するために日本人でフランス語のわかる方と、それから、フランス人の方と、お二方に翻訳  
をしていただきました。その結果、ほとんど違わんわけですけども、実は、ちょっとここに拡  
大をして持っておりますし、このことを今、お手元に配っておりますのを読んでみますとですね、

高等教育研究機関、社会科学高等研究院、教務科、証明書 2014-385

証明書ということで、社会科学高等研究院の下記署名をした教務課長は、日本国宮崎県に  
1981年に生まれた山添藤真氏が、2006年~2007年、2007年~2008年、  
2008年~2009年の3年間の各学期に、社会科学高等研究院の修業、卒業証書を得るべく、  
入学登録をされていることを証明する。

それから、また、社会科学研究院の教務課長は、山添氏が研究学術論文の上程をしていないこ  
とを申し添え、ここに証明する。

上記、要請に基づき報告まで。ということで、2014年3月26日、社会科学研究院、教務

課長、コリン・ラックリン。ということで、翻訳しますと、こういうことだと。

これはもう町長のほうからですね、翻訳をして出していただければ一番よかったわけですが、私どもが翻訳をお願いしましたところ、こういうことになり、こういう文書だったそうです。したがって、このことにつきまして、私どもは幾つか疑問が浮かんでまいりました。疑問というよりも、どうもはっきりわからないと、このことが中心なわけですけれども、4、5点、質問をさせていただくということをお許しをいただきたいと思っております。

この私が一般質問をしまして以降ですね、何人かの方から電話や、また、連絡をいただきまして、何とか一日も早く町長のためにもきちんとしてほしいと、あるいは町長から直接聞きたいと、そういうようなお話もございまして、ここ数日のインターネットは大変、町長、この問題を報じております。したがって、一日も早く、これがきちんと町長から答弁がいただけるということで、また、あるいはきちんと説明がいただけるということが大事ではないかと思っておりますので、まず、お願いをしておきます。

それでは、1点目についてお尋ねをしたい。この証明書では、町長の出生地が宮崎県になっております。私どもが今まで理解をしておりました、町長のブログや、そういうことでは宮崎県三股町、お母さんのほうだと思っておりますが、ここのご出生ということになっております。ところが、最近の町のホームページをはじめ、お書きになっておるものを見ますと、京都府となっております。これはなぜ、こういうふうにかえられておるのか、こここのところからお願いします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） まず、もって、この件につきましては、私の町ホームページ、あるいは自身のホームページにおいて公表しているプロフィールについては、明確な事実であるということ、まずもって、申し上げておきたいというふうに思っております。

その際、勢旗議員から本日、提出されております緊急質問、そして、再質問などについては、真摯に答えていきたいと思っております。

先ほどご質問をいただいた点ですけれども、私が、この社会科学高等研究院に在学をしている際、私は宮崎県生まれであるというふうに言ってまいりました。といたしますのは、私、里帰りで生まれておまして、生後1カ月間で京都府に戻ってきているわけですけれども、生まれた場所は三股町であると、宮崎県の三股町であるというふうに思っておりましたので、私は宮崎県生まれかなというふうに思っておりました。

しかしながら、里帰り出産ということだけでは宮崎県生まれではないということ、最近、ある住民の方や団体の方からご指摘をされ、君は京都府生まれと訂正をするべきだというふうにおっしゃいましたので、そのように記載をさせていただいているという次第です。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） このことについてはわかりました。今後も、これは京都府ということで書かれると、こういう理解でよろしいですね。

それでは、2点目の質問をします。この町長のお書きになっておるプロフィールでは、2006年、平成18年、フランス国立社会科学高等研究院パリ校に編入されています。そして、2008年、平成20年、フランス国立社会科学高等研究院パリ校を2年次修了と、こういうふうになっておると、プロフィールには、2年次修了と、こうなっておるんですけれども、この証

明書では、2006年～2007年、2007年～2008年、2008年～2009年の3年間と、こういうふうに書かれておるんですが、町長は2年次修了と、こういうふうに書かれておりますので、しかも、この2009年5月には、尾崎弔堂塾に入塾されておるとのことなんで、この証明書の3カ年間、実際に、このEHES Sで学ばれた期間というのは、いつからいつまでと、こういうふうに理解したらよろしいか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまの質問でありますけれども、フランスの大学というのは秋の入学であります。したがって、2006年9月に社会科学高等研究院に入学をいたしまして、この登録上では2009年6月まで在籍をしていたということになります。しかしながら、ただいま勢旗議員がおっしゃったように2008年の2年次修了をもって、プロフィールには公開をしているわけがあります。といいますのは、2008年から2009年の、本来であれば卒業論文を提出する期間であるというところだったんですけれども、この当時、既に私、与謝野町議会議員選挙への出馬を検討しております、こうしたことを担当の教官に話をいたしますと、それであったら、論文を提出をするよりも選挙を優先させて、君は全く日本のことを知らない、日本のことを学べる機関に入学をするべきだというご指摘をいただきましたので、2007年から2008年度を修了した時点で、次の私の勉強先を模索をするという方向性をとりました。

したがって、在籍期間は2006年の秋から2009年6月までとなっておりますけれども、実質、私が教官について勉強をした期間といいますのは、2006年から2007年、そして、2007年から2008年、そして、2008年から2009年の1月から2月ぐらいにかけてだったというふうに思っております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） そうしますと、町長、この証明書では3年間ということになっております、3カ年となっておりますけれども、必ずしも、その期間ではなかったと、こういう理解でよろしいですね。通常は、町長が今おっしゃった9月から始まって5月で終わるということになりますと、この1月とか2月ということになりますと、その期間を満額、ここにおられたということではないと、こういうことでよろしいですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） この証明書が証明しておりますとおりで、在籍をしておりました期間が2006年から2009年であるということになります。しかしながら、この大学院といいますのは、非常に自由な校風であります。したがって、自分の研究領域が、例えば、フランス外であるのであれば、フランスのほうに行かれますし、その自由度を持った学校でありますので、こうしたことが可能であったというふうにご理解いただければと思います。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 私、町長に6月議会で一般質問をしました折に、いわゆる修士課程を終えられているということを質問いたしまして、町長は、そういうことを言っていない。これはこれで正しいんですけれども、以前、町長と同じように、あのときも申し上げましたが、EHES Sで博士号をとられました首都大学東京の鳥海先生のほうから、私どもは教えていただきましたのは、いわゆる大卒以上の学歴で修了と書いた場合は、これは一般に修士号以上の学位の取得を意味して

あるんだと、こういうふうに、私ども教えていただいております、中退や、あるいは離籍の場合は、そういうふうには書かないというふうに先生からお聞きしたので、そういう質問をしたんですけれども、この証明では、署名した教務課長は3年間の各学期に当研究院の修士取得に向けて授業を受けたことを、ここに証明すると、このようになっていますが、これをどう理解したらいいのかな。3月に、町長は、この証明をとられておるんですけれども、これはもともと3月にとられたというのは、何か目的があったんですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） まず、記載の件ですけれども、私、この書類を求める際に、この教務課長の補佐の方と電話で話しております。その際に彼女との会話の中であったのは、この2006年から2007年、そして、2007年から2008年、2008年から2009年に各学年を終わるときに修了証明を、進学の証明書を出しております。したがって、私の記載といたしましては、2008年の学年を修了したということが妥当であろうというアドバイスを受けておりますので、その点を、私はプロフィールにも書いております。

この議論といいますのは、私が町議会議員選挙に出る前にも行っておりました。しかしながら、その書類を提出するという必要性はないと判断をいたしましたので、その際には、この証明書は受け取らなかったということであります。

そして、ただいまご質問をいただきました2014年3月26日に提出を求めているわけですけれども、何か理由があったのかということですが、この件に関しましては、私が町長選挙に出馬をするということで、各新聞社のほうから照会がありました。その照会に応える形で、この証明書を現地の社会科学高等研究院に求めたということであります。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） この証明書では、それと山添藤真氏が研究学術論文の上程をしていないことを証明すると、出されていないと、こういうことを、これは書いているんですけどね。この証明書で見ると、町長がおっしゃっておるように、2年次修了という表記は、これは、それでフランスの制度との違いもあるんですけれども、そういうことでいいのかなと、こういうふうに思っておるんですが、ここはどうでしょう。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど申し上げましたように、教務課長の補佐の方との議論の結果、2008年の修了でいいだろうということだったので、そういう判断をしております。しかしながら、先ほど勢旗議員がおっしゃいましたように、フランスと日本の教育制度の違いもあろうことかと思えますので、この点につきましては、皆様方の判断で理解をしていただければと思います。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 今の町長の答弁ですと、そちらで判断をしてくれということなんですけれども、私は、この修了という表記はですね、ちょっといかがなものかなと思っております、むしろ中退の場合でも、中退は、学校で手続をされないかと思っておりますので、私は離籍されたいのではないかなという気がするんですが、そこをもう一回、お尋ねをしておきます。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほどから申し上げておりますとおり、私どもの判断といたしましては、

2008年の2年次修了ということであります。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 通常、証明書には、この正確性を担保するために公文書でも私文書でもですね、いわゆる認証制度というのがあるわけです。フランスでは、これはアポスティールの付与というふうに聞いておりますが、日本の場合でも、外務省や、あるいは文科省の、そういう認証が必要に応じてされております。フランスの場合、はっきりしませんけれども、私どもが、これを議会に町長が出していただきました、この資料だけでは、なかなかこれが本当かどうか、はっきりわからないんですよ。したがって、文書の証明力といいますのは、これはやっぱり、こういったものを、これをコピーを見るだけでは、なかなか証明力というのは、私はないと思っておりまして、簡単に、これを信用することはできないというのは、国の内外とも、これははっきりしておくことだというふうに思っております。

ただ、フランスの場合、ハーグ条約との関係がありまして、どうなのかなと思っておりますけれども、町長が議会に提出をされました証明書に、この認証をつけていただくということではできませんか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 私、認証の制度について、よく存じ上げておりませんので、その認証を求められるということであれば、私のほうで模索をしていきたいというふうに思います。

しかしながら、ただいま公文書の偽造についても、勢旗議員については、言及をされたというふうに思っております。その点につきましては、非常に遺憾であるということをお知らせしたいと思います。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 町長、私はね、これが勝手につくられたもの、そういうことを申し上げておるのではないんです。そのほうが、町長の、これから行政を推進していく若い町長としてですね、やっていただくためには、私は必要ではないかなと、こういうふうに思っております。といいますのは、私どもが、この教務課長さんが、コリン・ラックリンという方が、この方の署名なのかどうか、あれを見ただけでは本当、わからんわけです、ほんま言いますと、これはどこでもそうなんです、そういう認証制度というのは、そういうふうになっているんです、ひとつこれはご研究をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

議長（今田博文） 町長、反問ですか。

山添町長。

町長（山添藤真） 6月の定例会におきまして、勢旗議員から、この種の質問をいただきました。その際、勢旗議員がおっしゃられたのは、私の経歴について、疑う余地もないような証明をしてほしいと、そのため質問をするというふうにおっしゃってございました。そして、先ほども勢旗議員は冒頭におきまして、その種のことをおっしゃったわけですがけれども、私、ただいまの発言をきいておりまして、その種の類の質問ではないなというふうに思っております。

といいますのは、この件につきましては非常に政治的な意図も絡んでいるというふうに思っております。すなわち私の名誉を毀損することによって、町政の推進を妨げる、そのような要素も含まれた質問であるというふうに考えております。したがって、この質疑が終わった後、こ

の議場ではなく、法廷での議論もしていくことを視野に入れながら対応していきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 勢旗議員、今、町長から反問がありました。反問に対する答弁でしたら時間をとめますが、いかがですか。

1 4 番（勢旗 毅） 予定しておる質問を続けます。

それでは、最後に、6月の一般質問で必要な資料については、町長のほうで取り寄せるとの回答をいただきました。したがって、やはり本当、言いますと、私は、これは議会が取り寄せるのが本当ではないかなというふうに思っておりますので、議会で取り寄せることはできるのかできないのかということ、町長にもう1回、お伺いしておきたいと思えます。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 6月の定例会の一般質問で受けました質疑に関しましては、私も協力するというふうに申し上げました。したがって、勢旗議員、あるいは議会のほうで、そうした証明書をとられるということであれば、私は、そのようにされたいのかなというふうに思っております。

1 4 番（勢旗 毅） 以上で終わります。

議長（今田博文） これで、勢旗毅議員の緊急質問を終わります。

以上で、本臨時会の日程は全て終了しました。

これで、第58回平成26年7月臨時会を閉会します。

ご苦労さんでした。

（閉会 午前10時27分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員